

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 3861
18年6月8日(金)
・Fax 095-828-1953

法と裁判を否定する 郵政の人権意識とは

おはようございます。

六月一日、最高裁が労契法二〇条裁判で初めての判断を出した。一つは、浜松市の物流配送センターのハマキョウウレックスの非正規の運転手に対しては、手当などの正社員との格差は不合理だとしたが、横浜市の長澤運輸では定年後の再雇用の運転手への格差は不合理ではないとした。

郵政でも五月二十四日、佐賀中郵の元契約社員が残業代未払い請求などと合わせて提訴していた労契法二〇条裁判も福岡高裁が判決を出し、佐賀地裁で一切認めなかった非正規雇用の差別と格差は正で、一部(夏期冬季休暇)を認める逆転判決を出した。

この三つの裁判結果から見えてくるのは、正社員と同じ仕事をしている非正規契約社員の賃金や手当では、正社員とに差別をすることは、労働契約法二〇条にいう「不合理にあたる」として、労働者の勝利判決であることだ。



郵政の東日本と西日本の労契法二〇条裁判も、東京地裁、大阪地裁とも、いくつかの手当での格差は不合理だと判決をしているし、それぞれの高裁も、この最高裁の流れを見

て、それぞれの格差は正の判決を出すことはほぼ明らかとなったことだ。

ということは、二〇一四年五月からたまたか始めた郵政ユニオンのこの裁判は、格差を正を求めた私たちの主張が認められたことを意味する。これは大きな勝利である。しかしである。裁判で勝つても職場は悪くなるのが起きた。

新聞でも触れているが、郵政では正社員の処遇をひき下げることで格差を正をしたのだ。正社員のいくつかがの手当を廃止したことを、郵政の担当者(廃止は)労使で議論をしてきた」と、労組の協力を得たと話す(朝日新聞から)。私たちは強い怒りで、郵政の労使に抗議する。

このように、非正規の復権に働かず、一般職という弱い立場の人の手当すら守れず、労働条件の一方的な変更には抵抗すらできない労組など、労働者のためには不要である。

かつて奴隷制度があったアメリカでは、奴隷は人ではなく「モノ」であった。白人の富裕層が、奴隷を労働力や生産手段として、馬や牛と同様に自由売り買ひする「モノ」であり、白人の財産であった。無論、人ではないのだから奴隷にはアメリカ国民「人」としての権利はない。



とここで、徳川の幕末期に渡米し、奴隷とされた日本人がいた。仙台藩の派遣留学生として渡米した十四歳の高橋是清は、留学の渡航費用などのトラブルなどで、奴隷の契約書にサインをして、数年の奴隷体験をするが、アメリカの日本領事館職員の手助けで、奴隷売買の契約書を破棄し、かろうじて帰国できた。

民としての基本的な権利が保障されているなかの、非正規社員はどうか。かつて郵政が官庁時代の非常勤職員は、人件費ではなく物件費で賃金が出た。まさにモノ扱いだった。これはいまの国や地方の公務員でも変わらないが、民営化後の今の郵政では、人件費からの支出となっている点では、扱いが変わっている。

そして、時代は変わり、労働契約法二〇条ができて、同一労働同一賃金の原則に従って、非正規の社員も正社員と同じ処遇を受け取る権利がある。しかし、会社は契約の違いなどを理由に、これを認めない。

だから郵政ユニオンが労働契約法二〇条にいう有期契約と無期雇用での、正社員と非正規の不合理な格差を訴えたら、今度は会社は、同一労働ではないともいう。しかし裁判所は労働者の言い分を認め、手当の不払いが不合理であるとして、会社に格差是正を命令した。



するとどうか。会社は、正社員と非正規社員の格差をな

くすために、高い方(一般職)の処遇を引き下げる暴挙に出た。しかも会社内の多数派労組との合意ともいう。見方によれば、労使協調主義の典型、労使一体の非正規いじめ、一般職いじめである。



最高裁すら認めた「格差はだめだ」という「国の意思を郵政の協調派労使は踏みにじり、格差がなければ文句は無かる」とばかりに、なにも組織的に反対もできない弱者としての一般職の、わずかにかりの手当と諸権利などを一方的に奪つ。これこそ、怒りなしにはきけない不条理であり、公序良俗に反する、不屈き千万な人々だ。強く弾劾する。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。

めざせ、均等待遇。なくそう差別！ ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ！

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-山本, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 他支部・分会の役員へ。